

医療費の公的支援制度について

■ 高額療養費制度

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

自己負担限度額は所得やかかった医療費によって異なり、次のように算出されます。

※入院時の食費負担や差額ベッド代等は対象になりません。

● 70歳未満の方の自己負担限度額¹⁾（平成27年1月改正）

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額 []:年4回目以降の自己負担限度額
年収約1,160万円～の方 健保:標準報酬月額83万円以上の方 国保:年間所得901万円超の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% [140,100円]
年収約770～約1,160万円の方 健保:標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保:年間所得600万円超901万円以下の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% [93,000円]
年収約370～約770万円の方 健保:標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保:年間所得210万円超600万円以下の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]
～年収約370万円の方 健保:標準報酬月額28万円未満の方 国保:年間所得210万円以下の方	57,600円 [44,400円]
住民税非課税の方	35,400円 [24,600円]

● 70歳以上の方の自己負担限度額¹⁾（平成27年1月以降も変更ありません）

所得区分		外来 (個人ごと)	1か月の負担の上限額
現役並み所得者 (月収28万円以上などの 窓口負担3割の方)		44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
一般		12,000円	44,400円
低所得者 (住民税 非課税 の方)	Ⅱ(Ⅰ以外の方)	8,000円	24,600円
	Ⅰ*		15,000円

* 年金収入のみの方の場合、年金受給額80万円以下など、総所得金額がゼロの方



詳しくは、ご加入の公的医療保険やお住まいの自治体の窓口にお問い合わせください。

■ 難病医療費助成制度

指定難病の医療費の一部を助成する制度で、都道府県から指定された医療機関で受けた治療に対し助成を受けることができます。ヤール重症度3度以上で、生活機能障害度2度以上のパーキンソン病の患者さんは、この制度の対象になります。

※高額な医療を継続することが必要な軽症者の特例²⁾

月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3回以上ある場合、医療費助成の対象になります。

● 自己負担上限額（月額）²⁾（平成27年1月開始）

階層区分	自己負担割合：2割					
	自己負担上限額（外来＋入院）					
	原則			既認定者（経過措置3年間）		
	一般	高額かつ長期	人口呼吸器等装着者	一般	特定疾患治療研究事業の重症患者	人口呼吸器等装着者
生活保護	0	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ 市町村民税非課税 本人年収80万円以内	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ 市町村民税非課税 本人年収80万円超	5,000	5,000		5,000		
一般所得Ⅰ 市町村民税 課税以上7.1万円未満	10,000	5,000		5,000	5,000	
一般所得Ⅱ 市町村民税7.1万円 以上25.1万円未満	20,000	10,000		10,000		
上位所得 市町村民税 25.1万円以上	30,000	20,000		20,000		
入院時の食費	全額自己負担			1/2自己負担		



詳しくは、お住まいの自治体の窓口にお問い合わせください。

出典 1) 厚生労働省保険局 “高額療養費制度を利用される皆様へ”
2) 厚生労働省 健康局 疾病対策課 “難病医療費助成制度概要”